

貸付自粛—本人申告（Web申告用）

これを使えば 借り過ぎは 解決できる
～生活再建支援サービス～

1. 貸付自粛はどんな制度？

生活に支障が生じる借金をおこなわないようサポートする目的で、自分の意思で、金融機関や貸金業者からの新規借入を止めるため「自粛登録」する手続きです。信用情報に「貸付自粛」登録されると、原則新しい借入ができなくなります。

一定期間経過すれば、自分の意思で撤回もできるので金銭管理のサポートに役立ててください。

(※「クレジット契約」は、原則自粛制度の対象外ですが影響が出る場合があります。予めカード会社に影響の有無について確認してください。)

2. 貸付自粛は誰ができますか？

* 申告者が成人の場合、**原則本人申告**となります。(※成年後見人等の場合は、本人以外申告を参照してください。)

* 申告者が未成年者の場合は、親権者が申告手続きをできます。(※本人以外申告を参照。)

3. 本人申告の手続のご案内 **【重要】**

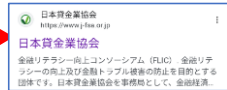
(1) 準備書類 (重要)

* 本人確認書類 **2点**(公的な身分証明書)

※下記4参照

(2) ネット検索

* 「日本貸金業協会」で検索 (検索結果)



(3) 「日本貸金業協会」ホームページに入る

「よく利用されているコンテンツ」

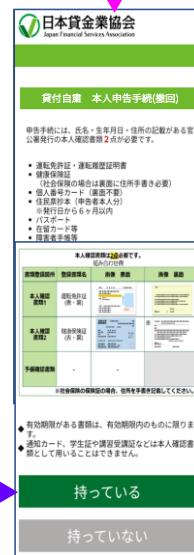
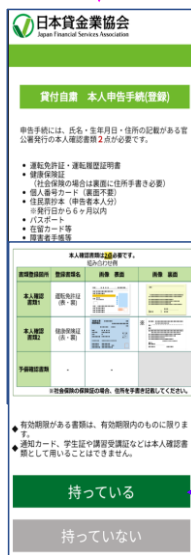
「貸付自粛制度」をクリック



(4) 「貸付自粛制度Web申告手続ボタン」(4つのボタン)

(5) 「本人申告」(登録・撤回ボタン)

手続に合わせいずれかのボタンを押してください。



本人確認書類2点を
「持っている」
と入力画面に進めます

(5) 承諾条項を読み、

1～3の番号の内容を確認してください

①上記1～3の同意にチェックが入ると

②一番下の「同意して入力画面へ」が
緑色に変わり、ボタンを押すことができます。



承諾事項

以下の各項目の内容をご確認いただき、同意されたときには、各条項の「チェックボックス」にチェックをいれてください。全ての項目にチェックが入らなると申請手続きを進めることができません。

1. 貸付事業の登録・撤回・取消依頼について

(1) 貸付事業の申請をした場合には、日本貸金業協会（以下「協会」という。）が個人情報情報機関（以下「指定または連携する各機関」という。）に登録の依頼をした日から3か月が経過するまで申請を撤回できないこと。
 (2) 貸付事業の申請が貸金業協会の本人によるものでない場合には、協会が指定または連携する各機関に登録の依頼をした日から3か月が経過しなくても貸金業協会の申請を取り消すことができること。
 (3) 貸付事業の申請がなされた場合、協会が指定または連携する各機関に対する当該情報の登録を回避し、または登録済みの貸付事業情報と削除するためには、別途、協会または連携する各機関に個人情報センターに対し、貸付事業の申請または取消の予約が必要となること。
 (4) 貸付事業情報が登録された場合、申請が撤回または取消がなされない場合であっても、貸付事業情報が登録されてから登録した場合にはその情報は経過しないこと。
 (5) 貸付事業の申請が受理された場合であっても、貸付事業情報は協会が指定または連携する各機関に登録されるまでは、登録される前に取り消す旨を要するものではないこと。
 (6) 貸付事業情報の登録がされた場合であっても、貸付事業情報は協会が指定または連携する各機関に登録される前に締結された経費方式貸付契約に基づき経費方式貸付がなされる場合があること。
 (7) 貸付事業情報は協会が指定または連携する各機関に登録された場合であっても、当該情報は、協会が指定または連携する各機関の役員による与債判断を要するものではないこと。
 (8) 協会が指定または連携する各機関は、以下の各機関であり、必ずしも、日本国内の全ての個人情報情報機関に貸付事業情報が登録されるものではないこと。
 【協会が指定または連携する個人情報情報機関】
 ○株式会社日本信用情報機構（JICC）
 (https://www.jicc.co.jp/)
 ○株式会社シーアイジー（CIC）
 (https://www.cic.co.jp/)
 ○全国銀行個人情報センター
 (https://www.zenginkyo.or.jp/)
 (9) 本申請書、または当該情報の登録により生ずる権利・義務等に関する取扱いについては、協会の本部を管理する協会裁判所もしくは地方裁判所等第一審の合意管轄裁判所とすること。また、準拠法はすべて日本法とすること。

上記1の内容に同意します。

2. 個人情報情報機関の利用及び個人情報の利用について

(1) 協会が、本申請書に基づく本人識別情報（貸付事業登録者の氏名、性別、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、勤務先名、勤務先電話番号）及び本人確認書類（「本籍地」を除く。）に記載された内容を、協会が指定または連携する各機関に提供し、当該機関に登録すること。
 (2) 協会が、本申請書の内容を当該申請者の信用情報の解決及び協力の要請への対応並びに貸金業者の信用情報の未然防止に係る統計及び研究のために利用すること。
 (3) 協会が指定または連携する各機関が、本申請書に基づき協会から提供された上記(1)の情報が本人申請内容を、登録日より5年以内の登録期間とし、当該機関に加盟する役員に対して、返済能力調査に関する調査のために提供すること。
 (4) 協会が指定または連携する各機関が、協会から提供された上記(1)の情報を、当該機関に登録されている個人情報に関わる本人の同一性確認の目的に利用すること。

上記2の内容に同意します。

3. 親族等申請の場合の追加承諾事項

(1) 本申請は親族等または二親等以内の親族は、以下の各号のすべてに該当する場合に申請をすることができると、
 ・ 貸付事業が所在不明者であり、その原因が金銭の貸付けによる金銭債務の負担を原因としている可能性があること。
 ・ 貸付事業の対応をとることが貸付事業者の生命、身体または財産の保護のために必要であること。
 ・ 申請を行うことにより貸付事業者の同意を得ることが困難と認められること。
 (2) 本申請または本申請に基づく登録により、貸付事業者と親族等、協会及び協会が指定または連携する各機関との間に紛争が生じた場合は、本申請人の責任において解決すること。
 (3) 本申請の承認及び本申請に基づく登録された情報は、貸付事業本人から協会及び協会が指定または連携する各機関に対して開示請求があった場合に、協会及び協会が指定または連携する各機関の定める開示手続きに従って開示されること。
 (4) 申請人が本申請の期に協会に申請した内容及び提出した資料は、申請人の知る限りにおいて正確であること。

上記3の内容に同意します。

同意して入力画面へ

(7) 個人情報の入力画面

「必須」(赤)のある部分は、必ず入力して下さい。

※「必須」の項目が未入力だと、最後に送信ボタンを押せません

	名前【必須】	姓	姓	
	名前(カナ)【必須】	(カナ)	(カナ)	
	性別【必須】	男性	女性	
半角入力	郵便番号【必須】	〒		
	郵便府県【必須】	選択してください		
	市区町村【必須】	本人確認書類に記載の住所と一致しない住所を指定していただき、当該住所を登録すること。		
半角入力	番地以下【必須】	郵便・部屋番号は必ず入力してください。 〒1-234-5678		
	マンション名	一階階層がら		
	マンション名(カナ)	マンション名、アパート名が必ず入力してください。 カタカタカタビル		
半角入力	電話番号(日中)【必須】	平日の午前10時から午後8時までの間に電話をしようとする方にしてください。		
半角入力	電話番号(その他)			
半角入力	生年月日【必須】	ご自身の生年月日を入力し、西暦、こまごま、西暦(標準表示形式)を選択し、日付を選択してください。 西暦: 年()月()日 年()月()日		
年齢表示確認	雇用形態【必須】	<input type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 役員補佐 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 会社経営 <input type="checkbox"/> 専業主婦 <input type="checkbox"/> 主婦 <input type="checkbox"/> 専業主夫 <input type="checkbox"/> 無職		
	勤務先	※生活保護費や収入の多い少ないは「無職」を選択してください		
	勤務先(カナ)			
半角入力	勤務先電話番号			

(ポイント説明—注意が必要な部分について説明し)

- ◆氏名 — 本人確認書類の通りに記載してください
*該当する漢字ないときは、正字体かひらがなを入力してください
- ◆「郵便番号」を入力すると「都道府県」と「市区町村」が自動表示されます。
*町名や大字・字等未表示の部分を追加してください(本人確認書類通り)
- ◆「番地」欄は、**数字と記号のみ**となります(1-2-3)等
***部屋番号等**に**数字や記号以外の文字が入るときは「マンション名」に記載**してください。
- ◆「マンション名(カナ)」は**カタカナのみ**です。
- ◆**電話番号(日中)**は、本人確認のために協会から架電します。
必ず、連絡が取れる番号を入力して下さい。
- ◆**「生年月日」**は西暦(半角入力)となります。(年齢表示確認)
***西暦がわからない場合、「こちら」**をクリックすると和暦西暦早見表が表示されますので、活用してください。
***「年齢」表示されないときは、「生年月日」の入力ができておりません。**
- ◆**「雇用形態」**は近いものを入力して下さい。
*該当するものがないときは**「無職」**を入力して下さい。
- ◆**「勤務先」**の入力は**任意**です。

★以上の入力部分は、本人申告・本人以外申告共通です。

申告に至った理由

(ギャンブルの場合)

貸付自粛制度申請に至った理由を お聞かせください。【必須】	ギャンブル等を止められない <input type="checkbox"/> 返済に支障がでてしまう <input type="checkbox"/> 返済に支障がなくても返済を滞らせた <input type="checkbox"/> 返済滞り解消したい <input type="checkbox"/> 不正利用等の発生防止のため <input type="checkbox"/> その他 「その他」を記入ください(他の理由をお書きください)。
1 貸付自粛制度については、どの ようになっているか。【複数回答可】【必須】	<input type="checkbox"/> 毎月のホームページを見た <input type="checkbox"/> 毎月のSMS、メール、リーフレット等を見た <input type="checkbox"/> 貸付センターから勧められた <input type="checkbox"/> 返済滞りから勧められた <input type="checkbox"/> 返済センター、貸付センターから勧められた <input type="checkbox"/> 返済センター、返済センターから勧められた <input type="checkbox"/> 印刷、資料を見た <input type="checkbox"/> その他 「その他」を記入ください(他の理由をお書きください)。
2 貸付自粛制度については、一歩 踏み込んでお聞きになりたい こと、質問のためには手帳が必要 なことなどをお書き【貸付センター 係員へお尋ねください】を お書きください。【必須】	<input type="checkbox"/> 了解している
3 ギャンブルの種類をお聞かせ ください。【複数回答可】【必須】	<input type="checkbox"/> パチンコ、パチスロ <input type="checkbox"/> 競馬 <input type="checkbox"/> 競艇 <input type="checkbox"/> ポートレース <input type="checkbox"/> オートレース <input type="checkbox"/> 宝くじ <input type="checkbox"/> オンラインカジノ <input type="checkbox"/> その他 「その他」を記入ください(他の理由をお書きください)。
4 ギャンブルの種類をお聞かせ てください。【必須】	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 種類くない <input type="checkbox"/> 今もやっている <input type="checkbox"/> やめておける
5 現在、ギャンブルでの債務はあ りますか。【必須】	<input type="checkbox"/> はい (返済中) <input type="checkbox"/> はい (返済済) <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 社 <input type="checkbox"/> 不明くない <input type="checkbox"/> はい
6 ギャンブルを原因として、返済 滞り等に陥り込んでいますか。 【必須】	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 返済中 「はい」・「返済中」を記入ください(他の理由をお書きください)。

(ギャンブル以外の場合)

貸付自粛制度申請に至った理由を お聞かせください。【複数回答可】	ギャンブル等を止められない <input type="checkbox"/> 返済に支障がでてしまう <input type="checkbox"/> 返済に支障がなくても返済を滞らせた <input type="checkbox"/> 返済滞り解消したい <input type="checkbox"/> 不正利用等の発生防止のため <input type="checkbox"/> その他 「その他」を記入ください(他の理由をお書きください)。
1 貸付自粛制度については、どの ようになっているか。【複数回答可】【必須】	<input type="checkbox"/> 毎月のホームページを見た <input type="checkbox"/> 毎月のSMS、メール、リーフレット等を見た <input type="checkbox"/> 貸付センターから勧められた <input type="checkbox"/> 返済滞りから勧められた <input type="checkbox"/> 返済センター、貸付センターから勧められた <input type="checkbox"/> 返済センター、返済センターから勧められた <input type="checkbox"/> 印刷、資料を見た <input type="checkbox"/> その他 「その他」を記入ください(他の理由をお書きください)。
2 現在、返済滞りに関する、過 剰に支払いが発生してしま う、その他 理由での債務はありますか。 【必須】	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 社 <input type="checkbox"/> 不明くない <input type="checkbox"/> はい

(撤回の場合)

撤回申請に至った理由をお聞かせ ください。【複数回答可】【必須】	返済滞りが解消された <input type="checkbox"/> クレジットカードが滞りなくなった <input type="checkbox"/> 住宅ローン等の滞り解消のため 返済が滞りなくなった <input type="checkbox"/> 返済滞り解消 <input type="checkbox"/> その他 「その他」を記入ください(他の理由をお書きください)。
撤回申請時の申告理由をお聞かせ てください。【必須】	ギャンブル等を止められない <input type="checkbox"/> 返済に支障がでてしまう (ギャンブル等) <input type="checkbox"/> 返済滞り解消したい <input type="checkbox"/> その他 (住宅ローン等) 「その他」を記入ください(他の理由をお書きください)。
撤回申請時の申告理由の改善状況 をお聞かせください。【必須】	<input type="checkbox"/> 改善した <input type="checkbox"/> 改善しなかった <input type="checkbox"/> 改善していない
貸付自粛制度利用の意思をお聞か せてください。【必須】	<input type="checkbox"/> 再度利用の意思がある <input type="checkbox"/> 再度利用しない <input type="checkbox"/> ギャンブル等の返済滞りが なくなった <input type="checkbox"/> 他に返済がなくなった

★ **申告理由等の利用目的** (個人情報とは関係付ける取扱いはしませんのでご安心ください。)

申告理由等についてお聞きした情報は、多重債務対策、ギャンブル等依存症対策や、貸付自粛制度の運用・改善並びに統計・調査等に利用させていただきます。

★ 「申告理由」は、どんな事情で自粛制度を利用されているかを把握する目的でお聞きしております。

◆ 「申告理由」「ギャンブルの種類」「自粛制度を知った事情」等については「複数回答」のチェックができます。可能な範囲で回答ください。

◆ 「ギャンブル歴」「債務額等」は、おおよその数字で結構です。

* 住宅ローン等、ギャンブルや過剰消費等と関係のないものは含めなくて結構です。

本人確認書類の撮影

- ◆ 本人確認書類は、官公署発行の身分証明書2点が必ず必要です。
- ◆ 本人確認書類1と2の「**ファイル選択**」ボタンを押し、写真を合計4画像(4面)撮影して下さい。
 - * 不鮮明ですと本人確認書類として使用できないため不受理になることがあります。

(注意事項)

- * **撮影する書類名**を選択するか、入力して下さい
- * **原則、表裏1枚ずつ撮影**して下さい。
(例: 運転免許証、健康保険証等)
- * マイナンバーカードを選択すると1画像のみの撮影となります。(裏面不要です)
- * **住民票等が複数ページになる場合**、全ページ撮影し、発行日・発行者のあるページを必ず含め撮影して下さい(有効期間等確認のため)
- * 本人確認書類は、氏名、生年月日、住所だけでなく**発行主体や有効期間等も含めて撮影**して下さい。
※運転免許証の**免許証番号をマスキング**すると
本人確認書類として扱うことができません。
- ※個人番号、基礎年金番号等はマスキングして下さい。
- ★ **画像は、原則4画像**必要となります。
取り切れない場合は、予備書類で1画像取り込めます。
- ★ **スマホの場合**は、「ファイル選択」を押すとカメラモードのアイコンから撮影し、取り込むことができます。
- ★ **パソコンの場合**、「ファイル選択」からパソコン上に既に格納された画像ファイルを選択して下さい。
※パソコンの場合は、カメラモードは用意されていません。

- ◆ 以下の書類のうち、2点について表裏の写真を撮り添付して下さい。
※ 各書類に、「氏名」・「生年月日」・「住所」の3点記載のあるもの

- | | |
|--|--|
| * 運転免許証
(運転経歴証明書含む) | ※ 裏面に 住所変更等を手書きしても無効 です(警察での変更必須)
有効期限内のもの |
| * 健康保険証
(国民健康保険、社会保険等の保険証) | ※ 社保の保険証は 裏面に申告者の住所を手書き記載必要
※ 国民健康保険証の場合は、 有効期限内のもの |
| * マイナンバーカード
(住民基本台帳カード含む) | ※ 裏面不要 (個人番号の記載があるため) |
| * 障害者手帳
(身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳等) | ※ 有効期限内のもの |
| * 旅券(パスポート) | ※ 有効期限内のもの |
| * 在留カード・特別永住者証明書 | ※ 有効期限内のもの |
| * 住民票(原本から撮影) | ※ 申告者のみの抄本可
※ 発行日から6か月以内のもの
※ 本籍地、個人番号の記載は不要 |

以上のほか、官公庁から発行・発給された書類で本人確認に用いることが可能な書類

◆ **通知カード、学生証や講習受講証などは本人確認書類として用いることはできません。**

★ ※**有効期限のあるものは有効期限内のもの**

※住民票等は**発行日から6か月以内のもの(発行日・発行者記載部分も必須)**

(不明な点や詳細は、相談センターにお問い合わせください。 03-5739-3861)

メールアドレスの記載

メールアドレス **【必須】**

xxxxxx@yyyy.com
(確認用)

- * メールアドレスは必ず記載して下さい。
- * 「受理」「不受理」いずれもメールのみで連絡します。
※不備があり「不受理」となった場合、メールアドレスに誤記があると、「不受理メール」が届かないため、再申告等に支障が生じますのでご注意ください。
- * 申告書をすべて入力し、最後に送信ボタンを押すと直後に「受付メール」が届きます。
これが届かないときはメールアドレスの記載が誤っている可能性があります。
※この場合は、相談センターに電話するか、再申告してください。
※複数申告しても、有効なもの1件のみ登録処理しますので、他の申告分は不受理となり、申告者には支障がありませんのでご安心ください。

確認と送信

【確認事項】

住所が記載された本人確認書類は確認添付していますか？
 入力した住所と添付画像の住所は一致していますか？(不一致の場合は不受理となります)

送信ボタンを押した後、入力内容の確認画面に移動します

確認

送信ボタンを押さない場合は審査書類・紛争解決センターまでお問合せください
審査書類係、紛争解決センター 03-5739-3861

《確認事項》

- * 住所は本人確認書類の記載と一致させてください。
 - * 本人確認書類に不備があると不受理になります。
 - * 本人確認書類は、氏名・生年月日・住所の記載がある公的身分証明書が必要です。
- ★「確認」ボタンを押しても送信になりません。
★入力内容の確認画面に遷移後、送信できます。
★「不備」があると確認ボタンの脇に「エラー」表示されますので、クリックすると該当箇所が確認できます。

【重要】

- * 「確認ボタン」を押すと、入力内容の確認画面にうつります。
- * 記載漏れが多いので、本人確認書類の記載といま一度照合・チェックしてください。
- * 「生年月日」「電話番号」など「半角入力」のところを全角で入力すると、入力できていないため、確認画面で表示されません。
その場合、送信しても「不受理」になりますので注意してください。
- * 「メールアドレス」に誤記があると、「受理・不受理メール」が届きません。
特に、「不受理」の場合、申告者に電話・メールも届かないこととなりますので、
「メールアドレス」のチェックは必ずお願いします。

★ 問い合わせ先

Web申告について、ご不明の点や確認されたい点がありましたら、相談センターまでご連絡ください。

電話 03-5739-3861

申告データを受領後の流れ

(1) 申告データが着信



(2) 本人確認の電話



(3) 本人確認完了



(4) 受理メールを送信

★ 協会が受信後、まず申告データや本人確認書類等について不備がないか確認し、**受付処理**を行います。

※ **不備がある場合**、本人確認は行わず「**不受理メール**」が届きますので、再申告してください。

* 原則、申告者の携帯電話に連絡します。(申告者のプライバシー保護のため)

★ **本人確認の連絡が取れないと「不受理」になります**ので、注意してください。

* 本人確認後、自粛登録の入力処理(協会内処理)

* **本人確認が完了した場合**、当日又は翌日の夕方に「**受理メール**」が届きます。

※ 不備があり受理できないときは、「**不受理メール**」が届きますので再申告してください

※ 「**不受理メール**」には不受理理由を記載しますので、確認してください。

(確認と注意のお願い)

* 「**受理**」「**不受理**」いずれの連絡もメールで連絡します(W**e**b申告では郵送物はありません)。

* 「**受理メール**」は、**受理日を確認する重要な書類**ですので**必ず保管**してください。

* 貸付自粛情報の登録期間は、登録日から5年間以内となります。

* 登録日から**3か月を過ぎると撤回申告もできます**。

(よくある質問)

Q Web申告は送信するとすぐに登録処理をしてくれるのですか？

A **不備の確認等**受付処理を先に行い、その後電話で本人確認をしてからの対応となります。

申告件数が多い場合、受付順で処理をおこないますので、本人確認が翌日以降になることがあります。特に、**休日や連休明けは処理に時間を要することがあります**のでご了承ください。

Q 貸付自粛は、クレジットカードへの影響がありますか？

A 貸付自粛は、キャッシング等に関する制度ですが、**クレジットも使えなくなることがあります**。

必ず申告前にカード会社にご確認ください。(カード会社毎に対応が異なります)

Q Web申告は、申告者本人のスマホからでないと手続きできないのですか？

A Web申告の入力をする機械(スマホ・パソコン)は、どこからでも行うことができます。

但し、本人確認は申告者と必ず行いますので、第三者の方は行うことができません。

※法定代理人(親権者・後見人等を含む)は、「本人以外申告」ができます。

Q 自粛登録をすると、既に借りている分について一括返済を求められますか？

A 既存の貸付には影響しません。追加の貸付をできなくするための制度です。

Q 自粛登録をすると5年間は全く外せないのですか？

A 登録してから3か月を経過すると撤回できます。車の買換え等で借入を行う場合、手続きが完了してから、改めて自粛登録をすることもできます。

Q 不正利用防止のために自粛制度を利用することもできますか？

A 利用することは可能です。但し、申告者が所持しているカードの利用もできなくなる場合があります。その場合は、**信用情報機関の「本人申告コメント制度(有料)」の利用**をお勧めします。